

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市危険物の規制に関する規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）

3 改正の趣旨

- （1）法令に基づく申請に対して、適合、不適合及び不承認としたときの様式を定めま
す。
- （2）法令に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を受けるにあたり、様式を
定めます。
- （3）省令附則に基づき、市町村長等が行う確認及び確認の取消しの様式を定めます。
- （4）法に基づき、危険物の流出その他の事故が発生したときの通報場所を定めます。

4 条例等の案の内容（改正の内容）

- （1）法第 10 条第 1 項ただし書きの規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを承認しない
ときの様式を定めるもの。
- （2）震災時等において仮貯蔵仮取扱いの承認を迅速に行うための実施計画書を定めるも
の。
- （3）法令に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を受けるにあたり、様式を
定めるもの。
- （4）完成検査前検査のうち基礎及び地盤又は溶接部の検査に適合していると認めたとき
の様式を定めるもの。
- （5）規則に規定する休止（再開）届出書と省令附則に規定する休止確認申請書、再開届出
書により二重に提出することになっているため、省令に規定する休止確認申請書、再開
届出書が届け出られた場合の除外規定を定めるもの。
- （6）平成 21 年省令第 98 号附則第 3 条第 2 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）
及び平成 23 年省令第 165 号附則第 9 条第 2 項の規定による休止確認申請書が提出され
た際の確認様式を定めるもの。
- （7）法第 14 条の 3 第 1 項の規定による保安検査を行った結果、技術上の基準に適合しな
いと認めたときの様式を定めるもの。
- （8）政令第 8 条の 4 第 2 項により保安検査の時期を延長承認及び延長不承認としたとき
の様式を定めるもの。

- (9) 政令第8条の4第2項ただし書の規定により保安検査の時期を変更承認及び変更不承認としたときの様式を定めるもの。
- (10) 平成15年12月17日総務省令第143号附則第1条第2号により市町村長等への届出様式を定めるもの。
- (11) 省令第62条の5第3項の規定による休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間延長承認及び期間延長不承認としたときの様式を定めるもの。
- (12) 省令第62条の5の2第3項の規定による休止中の地下貯蔵タンク等（地下埋設配管を含む）の漏れの点検の期間延長の承認及び不承認としたときの様式を定めるもの。
- (13) 法第16条の3第2項の規定に基づく危険物の流出その他の事故が発生したときの市長村長等が定める通報場所を定めるもの。
- (14) その他用語の整理、条項の繰上げ又は繰下げを行うもの。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年4月1日